

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う行政執行法人を含むものを「全労委」、含まないものを「行政執行法人を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

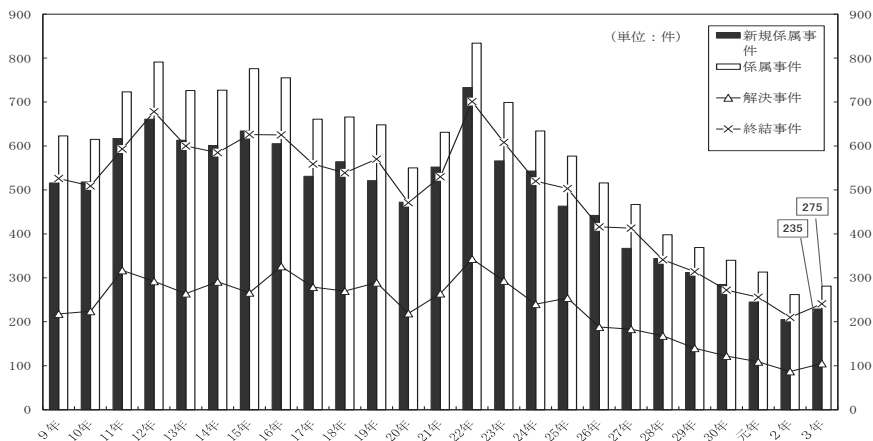
1 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

3年に係属した労働争議調整事件数（行政執行法人を除く）は275件（2年281件）で、このうち2年から繰越されたものは40件（同52件）、新規に係属したものは235件（同229件）であった（第18表参照）。

また、全労委に係属した労働争議調整事件数は275件（同281件）、新規に係属したものは235件（同229件）であった（図1及び巻末統計表第11表参照）。

図1 調整事件取扱件数の推移（全労委）



(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は235件で、2年に比べ6件の増加となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では2件で2年と比べて変わらず、都道府県労委では233件で6件の増加であった（第18表、第19表参照）。

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん232件・98.7%（2年226件・98.7%）、調停3件・1.3%（同2件・0.9%）、仲裁0件・0%（同1件・0.4%）となっている（第18表参照）。

第 18 表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（行政執行法人を除く）

（単位：件）

区分 労委	係属件数					終結件数					次年 繰越		
	前年 繰越	新 規				計	解決	取下	不調・ 打切			移管	計
		あっせん	調停	仲裁	計								
北海道	0	4	0	0	4	4	2	0	1	0	3	1	
青森県	3	4	0	0	4	4	7	2	2	2	6	1	
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城県	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
秋田県	0	2	0	0	2	2	1	0	1	0	2	0	
山形県	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城県	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
栃木県	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
群馬県	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	
埼玉県	2	9	1	0	10	12	6	3	1	0	10	2	
千葉県	1	4	0	0	4	5	1	2	1	0	4	1	
東京都	11	82	1	0	83	94	32	7	27	1	67	27	
神奈川県	4	12	0	0	12	16	3	2	8	0	13	3	
新潟県	0	2	1	0	3	3	1	1	0	0	2	1	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野県	0	4	0	0	4	4	0	1	1	0	2	2	
静岡県	0	5	0	0	5	5	2	1	2	0	5	0	
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川県	1	1	0	0	1	2	1	0	1	0	2	0	
福井県	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	
岐阜県	0	4	0	0	4	4	0	2	1	0	3	1	
愛知県	3	12	0	0	12	15	6	1	6	0	13	2	
三重県	1	2	0	0	2	3	1	0	2	0	3	0	
滋賀県	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	
京都府	0	6	0	0	6	6	4	0	2	0	6	0	
大阪府	7	32	0	0	32	39	11	14	6	0	31	8	
兵庫県	1	7	0	0	7	8	1	1	5	0	7	1	
奈良県	2	3	0	0	3	5	1	0	3	0	4	1	
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根県	1	1	0	0	1	2	2	0	0	0	2	0	
岡山県	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	
広島県	1	3	0	0	3	4	2	0	0	0	2	2	
山口県	0	3	0	0	3	3	2	1	0	0	3	0	
徳島県	0	3	0	0	3	3	0	0	2	0	2	1	
香川県	1	1	0	0	1	2	1	0	1	0	2	0	
愛媛県	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡県	0	6	0	0	6	6	2	0	3	0	5	1	
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎県	0	3	0	0	3	3	1	0	0	0	1	2	
熊本県	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	
大分県	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0	2	0	
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島県	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
沖縄県	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0	1	1	
都道府県労委計	40	230	3	0	233	273	93	41	77	1	212	61	
中労委	0	2	0	0	2	2	1	1	0	0	2	0	
合計	40	232	3	0	235	275	94	42	77	1	214	61	
前年同期 (2年1月～12月)	52	226	2	1	229	281	105	37	99	0	241	40	
前年同期比	-12	6	1	-1	6	-6	-11	5	-22	1	-27	21	

（注）〔 〕内は中労委取扱事件数で内数。

第 19 表 新規係属事件数及び対象労働者数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件、千人)

年	中労委＋都道府県労委		中労委		都道府県労委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
29年	283	169	4	35	279	134
30年	243	150	3	41	240	109
元年	203	1,867	0	0	203	1,867
2年	229	115	2	11	227	104
3年	235	127	2	7	233	120

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、労働関係調整法（労調法）に基づくものが235件（2年229件）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）に基づくものが0件（同0件）、行政執行法人の労働関係に関する法律（行労法）に基づくものは0件（同0件）であった（第20表参照）。

第 20 表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

(単位:件)

区 分	新規係属事件			
	合 計	労調法	地公労法	行労法
合 計	235 [2]	235 [2]	—	—
あっせん	232 [2]	232 [2]	—	—
調 停	3	3	—	—
仲 裁	0	0	—	—

(注) []内は中労委取扱件数で内数。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が207件・88.1%（2年202件・88.2%）、使用者からの申請が25件・10.6%（同26件・11.4%）、労使双方からの申請が3件・1.3%（同1件・0.4%）、職権に基づく開始が0件・0%（同0件・0%）であった（第21表参照）。

第 21 表 開始事由別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	開始事由		組合申請		使用者申請		双方申請		職 権		合 計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
29年	252	89.0%	23	8.1%	7	2.5%	1	0.4%	283	100.0%		
30年	224	92.2%	19	7.8%	0	0.0%	0	0.0%	243	100.0%		
元年	181	89.2%	19	9.4%	3	1.4%	0	0.0%	203	100.0%		
2年	202	88.2%	26	11.4%	1	0.4%	0	0.0%	229	100.0%		
3年	207	88.1%	25	10.6%	3	1.3%	0	0.0%	235	100.0%		

(6) 都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が83件・35.6%（2年56件・24.7%）で最も多く、以下、大阪が32件・13.7%（同26件・11.5%）、神奈川が12件・5.2%（同12件・5.3%）、愛知が12件・5.2%（同17件・7.5%）、埼玉が10件・4.3%（同5件・2.2%）、と続いている（第18表参照）。

(7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件（（注）1）は0件（2年0件）、統一事件（（注）2）は0件0社（同0件0社）であった（第22表参照）。

第22表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況（行政執行法人を除く）

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	なし	－	－	－
	小計			－
統一事件	なし	－	－	－
	小計			－
合計				－

（注）1. 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることができもの。
2. 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

2 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、医療、福祉が39件・16.6%（2年44件・19.2%）で最も多く、以下、運輸業、郵便業が34件・14.5%（同37件・16.2%）、サービス業が30件・12.8%（同20件・8.7%）、製造業が28件・11.9%（同21件・9.2%）、教育、学習支援業が25件・10.6%（同25件・10.9%）、卸売業、小売業が16件・6.8%（同16件・7.0%）、建設業が12件・5.1%（同10件・4.4%）、情報通信業が12件・5.1%（同2件・0.9%）と続いている（第23-1表参照）。

なお、これを全労委でみると、医療、福祉が39件・16.6%（同44件・19.2%）、運輸業、郵便業が34件・14.5%（同37件・16.2%）、サービス業が30件・12.8%（同20件・8.7%）となっている（第23-2表参照）。

また、産業中分類別にみると、医療、福祉の中では社会保険・社会福祉・介護事業が22件・9.4%、運輸業、郵便業の中では道路貨物運送業が15件・6.4%、サービス業の中では職業紹介・労働者派遣業が10件・4.3%で最も多い（巻末統計表第14表参照）。

第 23-1 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

産業	29年		30年		元年		2年		3年	
全産業	285	100.0%	243	100.0%	203	100.0%	229	100.0%	235	100.0%
農林漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.0%	3	1.2%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%
建設業	4	1.4%	14	5.8%	7	3.4%	10	4.4%	12	5.1%
製造業	31	10.9%	20	8.2%	25	12.3%	21	9.2%	29	11.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.4%	3	1.2%	2	1.0%	2	0.9%	1	0.4%
情報通信業	8	2.8%	7	2.9%	9	4.4%	2	0.9%	12	5.1%
運輸業, 郵便業	60	21.1%	43	17.7%	36	17.7%	37	16.2%	34	14.5%
卸売業, 小売業	25	8.8%	24	9.9%	20	9.9%	16	7.0%	16	6.8%
金融業, 保険業	5	1.8%	3	1.2%	2	1.0%	3	1.3%	3	1.3%
不動産業, 物品賃貸業	1	0.4%	2	0.8%	2	1.0%	5	2.2%	5	2.1%
学術研究, 専門・技術サービス業	4	1.4%	6	2.5%	6	3.0%	8	3.5%	7	3.0%
宿泊業, 飲食サービス業	14	4.9%	2	0.8%	10	4.9%	26	11.4%	9	3.8%
生活関連サービス業, 娯楽業	10	3.5%	11	4.5%	4	2.0%	3	1.3%	7	3.0%
教育, 学習支援業	30	10.5%	32	13.2%	28	13.8%	25	10.9%	25	10.6%
医療, 福祉	50	17.5%	42	17.3%	29	14.3%	44	19.2%	39	16.6%
複合サービス事業	2	0.7%	2	0.8%	1	0.5%	4	1.7%	6	2.6%
サービス業	29	10.2%	29	11.9%	20	9.9%	20	8.7%	30	12.8%
公務	11	3.9%	0	0.0%	2	1.0%	2	0.9%	1	0.4%
分類不能	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注) 複数の使用者(産業)を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

第 23-2 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

(単位:件)

産業	29年		30年		元年		2年		3年	
全産業	287	100.0%	245	100.0%	205	100.0%	229	100.0%	235	100.0%
製造業	33	11.5%	22	9.0%	27	13.2%	21	9.2%	29	11.9%
運輸業, 郵便業	60	20.9%	43	17.6%	36	17.6%	37	16.2%	34	14.5%
卸売業, 小売業	29	8.7%	24	9.8%	20	9.8%	16	7.0%	16	6.8%
教育, 学習支援業	30	10.5%	32	13.1%	29	13.7%	25	10.9%	25	10.6%
医療, 福祉	50	17.4%	42	17.1%	29	14.1%	44	19.2%	39	16.6%
サービス業	29	10.1%	29	11.8%	20	9.8%	20	8.7%	30	12.8%
その他の産業	60	20.9%	53	21.6%	45	22.0%	66	28.8%	63	26.8%

(注) 複数の使用者(産業)を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

(2) 組員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組員数規模別にみると、99人以下が105件・44.7%（2年102件・44.6%）、100人以上499人以下が64件・27.2%（同77件・33.6%）、500人以上4,999人以下が53件・22.6%（同34件・14.9%）、5,000人以上が3件・1.3%（同6件・2.6%）、不明10件・4.3%（同10件・4.4%）であった（第24-1表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99人以下が93件・39.6%（同112件・48.9%）、100人以上499人以下が64件・27.3%（同56件・24.5%）、500人以上4,999人以下が49件・20.8%（同33件・14.4%）、5,000人以上が9件・3.8%（同12件・5.2%）、不明20件・8.5%（同16件・7.0%）であった（第24-1表参照）。

なお、組員数規模別の状況を全労委でみると、99人以下が105件・44.7%（同102件・44.6%）、100人以上499人以下が64件・27.2%（同77件・33.6%）、500人以上4,999人以下が53件・22.6%（同34件・14.9%）、5,000人以上が3件・1.3%（同6件・2.6%）、不明10件・4.3%（同10件・4.4%）であった（第24-2表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99人以下が93件・39.6%（同112件・48.9%）、100人以上499人以下が64件・27.3%（同56件・24.5%）、500人以上4,999人以下が49件・20.8%（同33件・14.4%）、5,000人以上が9件・3.8%（同12件・5.2%）、不明20件・8.5%（同16件・7.0%）であった（第24-2表参照）。

第24-1表 組員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移(行政執行法人を除く)

(単位:件)

年	規模	30人未満	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上	不明	合計
29年	組員数	46: 16.3%	73: 25.8%	59: 20.8%	22: 7.8%	38: 13.4%	37: 13.1%	4: 1.4%	4: 1.4%	283: 100.0%
	従業員数	71: 25.1%	53: 18.7%	64: 22.6%	13: 4.6%	20: 7.1%	28: 9.9%	19: 6.7%	15: 5.3%	
30年	組員数	51: 21.0%	59: 24.3%	53: 21.8%	29: 11.9%	22: 9.1%	21: 8.6%	5: 2.1%	3: 1.2%	243: 100.0%
	従業員数	69: 28.4%	56: 23.0%	43: 17.7%	15: 6.2%	12: 4.9%	22: 9.1%	15: 6.2%	11: 4.5%	
元年	組員数	43: 21.2%	60: 29.6%	42: 20.7%	12: 5.9%	23: 11.3%	18: 8.9%	1: 0.5%	4: 2.0%	203: 100.0%
	従業員数	51: 25.1%	51: 25.1%	40: 19.7%	15: 7.4%	12: 5.9%	13: 6.4%	4: 2.0%	17: 8.4%	
2年	組員数	40: 17.5%	62: 27.1%	47: 20.5%	30: 13.1%	19: 8.3%	15: 6.6%	6: 2.6%	10: 4.4%	229: 100.0%
	従業員数	61: 26.6%	51: 22.3%	35: 15.3%	21: 9.2%	17: 7.4%	16: 7.0%	12: 5.2%	16: 7.0%	
3年	組員数	49: 20.4%	57: 24.3%	44: 18.7%	20: 8.5%	30: 12.8%	23: 9.8%	3: 1.3%	10: 4.3%	235: 100.0%
	従業員数	51: 21.7%	42: 17.9%	40: 17.9%	22: 9.4%	24: 10.2%	25: 10.6%	9: 3.8%	20: 8.5%	

第 24-2 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

年	規模	30 人	30 ～	100 ～	300 ～	500 ～	1,000 ～	5,000 人	不明	合計
		未 満	99 人	299 人	499 人	999 人	4,999 人	以 上		
29 年	組合員数	46	73	59	22	39	38	4	4	285
	従業員数	71	53	64	13	21	29	19	15	
30 年	組合員数	51	59	53	29	23	22	5	3	245
	従業員数	69	56	43	15	13	23	15	11	
元 年	組合員数	43	60	42	12	24	19	1	4	205
	従業員数	51	51	40	15	13	14	4	17	
2 年	組合員数	40	62	47	30	19	15	6	10	229
	従業員数	61	51	35	21	17	16	12	16	
3 年	組合員数	49	57	44	20	30	23	3	10	235
	従業員数	51	42	42	22	24	25	9	20	

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が 55 件・23.1%（2 年 43 件・18.8%）
 全労連系が 69 件・29.0%（同 78 件・34.1%）、その他の上部団体が 60 件・25.2%（同
 39 件・17.0%）などとなっている（第 25-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、連合系が 55 件・23.1%（同 43 件・18.8%）、全労連系
 が 69 件・29.0%（同 78 件・34.1%）、その他の上部団体が 60 件・25.2%（同 39 件・
 17.0%）などとなっている（第 25-2 表参照）。

第 25-1 表 組合系統別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年	系統	連合	全労連	その他の上部団体		上部団体なし	合計
				うち全労協			
29 年		72	112	30	13	70	284
30 年		69	88	36	15	50	243
元 年		58	69	37	23	40	204
2 年		43	78	39	12	69	229
3 年		55	69	60	30	54	238

（注）系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属事件数と一致しない。

第 25-2 表 組合系統別新規係属事件数の推移（全労委）

(単位:件)

年	系統		連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし		合計	
							うち全労協					
29年	74	25.9%	112	39.2%	30	10.5%	13	4.5%	70	24.5%	286	100.0%
30年	71	29.0%	88	35.9%	36	14.7%	15	6.1%	50	20.4%	245	100.0%
元年	60	29.1%	69	33.5%	37	18.0%	23	11.2%	40	19.4%	206	100.0%
2年	43	18.8%	78	34.1%	39	17.0%	12	5.2%	69	30.1%	229	100.0%
3年	55	23.1%	69	29.0%	60	25.2%	30	12.6%	54	22.7%	238	100.0%

(注)系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属事件数と一致しない。

(4) 合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は 164 件・69.8%（2年 166 件・72.5%）、このうち駆け込み訴え事件は 80 件・34.0%（同 93 件・40.6%）であった。合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は 48.8%（同 56.0%）であった（第 26 表参照）。

第 26 表 新規係属事件における合同労組事件の係属件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	事件	全事件	合同労組事件		駆け込み訴え事件	
29年		283	200	(70.7%)	99	(35.0%) (49.5%)
30年		243	176	(72.4%)	104	(42.8%) (59.1%)
元年		203	150	(73.9%)	85	(41.9%) (56.7%)
2年		229	166	(72.5%)	93	(40.6%) (56.0%)
3年		235	164	(69.8%)	80	(34.0%) (48.8%)

- (注)1. ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2. 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。
3. ()内は全事件に対する割合、< > 内は合同労組事件に対する割合。

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無（同一の両当事者における過去の調整事件の有無）別にみると、調整前例のある事件は 20 件・8.5%（2年 30 件・13.1%）であった（第 27-1 表参照）。

また、調整事項との関連でみると、前例ありの場合、経済的事項の一時金（10.0%）の割合が全数（3.2%）と比較して高いのに対し、非経済的事項の経営又は人事（15.0%）の割合が全数（22.4%）と比較して低い（第 27-2 表参照）。

第27-1表 新規係属事件における調整前例の有無別係属件数の推移(行政執行法人を除く)
(単位:件)

年	事件	全事件	調整前例のある事件
29年		283	40 (14.1 %)
30年		243	46 (18.9 %)
元年		203	32 (15.8 %)
2年		229	30 (13.1 %)
3年		235	20 (8.5 %)

(注) ()内は新規係属事件に対する割合。

第27-2表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項の状況(行政執行法人を除く)
(単位:項目)

調整事項		区分		全数		前例あり		前例なし	
合 計				465	100.0%	40	100.0%	425	100.0%
経済的事項				177	38.1%	12	30.0%	165	38.8%
内 訳	賃金増額			15	3.2%	1	2.5%	14	3.3%
	一時金			15	3.2%	4	10.0%	11	2.6%
	労働時間・休日休暇			15	3.2%	0	0.0%	15	3.5%
	その他			132	28.4%	7	17.5%	125	29.4%
非経済的事項				281	60.4%	26	65.0%	255	60.0%
内 訳	経営又は人事			104	22.4%	6	15.0%	98	23.1%
	団交促進			122	26.2%	10	25.0%	112	26.4%
	組合承認・組合活動			12	2.6%	1	2.5%	11	2.6%
	その他			43	9.2%	9	22.5%	34	8.0%
協約締結・全面改定				7	1.5%	2	5.0%	5	1.2%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は7件・3.0% (2年19件・8.3%)であった(第28表参照)。

第28表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況の推移(行政執行法人を除く)
(単位:件)

年	事件	全事件	併存組合のある事件
29年		283	37 (13.1 %)
30年		243	42 (17.3 %)
元年		203	12 (5.9 %)
2年		229	19 (8.3 %)
3年		235	7 (3.0 %)

(注)1. ()内は新規係属事件に対する割合。

2. 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件をいう。

(7) 新規係属事件における組合構成員の就労状況

新規係属事件における組合構成員の就労状況は、正社員が 154 件・61.4% (2年 162 件・66.7%)、パート・アルバイトが 33 件・13.1% (同 30 件・12.3%)、契約社員が 36 件・14.3% (同 25 件・10.3%)、派遣労働者が 11 件・4.4% (同 9 件・3.7%)、その他が 17 件・6.8% (同 17 件・7.0%) となっている (第 29-1 表、図 2 参照)。

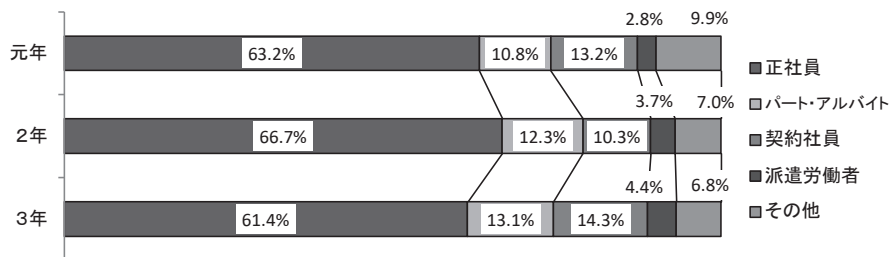
第 29-1 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別割合の推移 (行政執法人を除く)

(単位: 件)

就労 状況 年	正社員	パート・ アルバイト	契約社員	派遣労働者	その他	合 計
29年	189 62.4%	40 13.2%	42 13.9%	12 4.0%	20 6.6%	303 100.0%
30年	167 61.4%	33 12.1%	57 21.0%	7 2.6%	8 2.9%	272 100.0%
元年	134 63.2%	23 10.8%	28 13.2%	6 2.8%	21 9.9%	212 100.0%
2年	162 66.7%	30 12.3%	25 10.3%	9 3.7%	17 7.0%	243 100.0%
3年	154 61.4%	33 13.1%	36 14.3%	11 4.4%	17 6.8%	251 100.0%

(注) 組合構成員には複数の就労状況がある。

図 2 新規係属事件における組合構成員の就労状況の推移 (行政執法人を除く)



(8) 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項

新規係属事件における調整事項を組合構成員の就労状況別にみると、正社員は経済的事項の一時金 (4.2%)、非経済的事項の団交促進 (27.5%)、組合承認・組合活動 (3.5%) の割合が合計 (それぞれ 3.5%、25.9%、2.5%) と比較して高く、パート・アルバイトでは経済的事項の労働時間・休日休暇 (4.5%)、非経済的事項の経営又は人事 (27.0%) の割合が合計 (それぞれ 3.7%、22.2%) と比較して高く、契約社員では経済的事項の賃金増額 (5.0%)、非経済的事項の経営又は人事 (33.3%)、団交促進 (30.0%) の割合が合計 (それぞれ 3.5%、22.2%、25.9%) と比較して高い (第 29-2 表参照)。

第 29-2 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

調整事項	就労状況	正社員	パート・ アルバイト	契約社員	派遣労働者	その他	合計
合計		313 100.0%	89 100.0%	60 100.0%	14 100.0%	37 100.0%	513 100.0%
経済的事項		123 39.3%	33 37.1%	19 31.7%	2 14.3%	22 59.5%	199 38.8%
内 訳	賃金増額	11 3.5%	2 2.2%	3 5.0%	0 0.0%	2 5.4%	18 3.5%
	一時金	13 4.2%	3 3.4%	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	19 3.5%
	労働時間・休日休暇	12 3.8%	4 4.5%	1 1.7%	0 0.0%	2 5.4%	19 3.7%
	その他	87 27.8%	24 27.0%	13 21.7%	2 14.3%	18 48.6%	144 28.1%
非経済的事項		183 58.5%	54 60.7%	41 68.3%	12 85.7%	15 40.5%	305 59.5%
内 訳	経営又は人事	61 19.5%	24 27.0%	20 33.3%	5 35.7%	4 10.8%	114 22.2%
	団交促進	86 27.5%	20 22.5%	18 30.0%	4 28.6%	5 13.5%	133 25.9%
	組合承認・組合活動	11 3.5%	1 1.1%	1 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	13 2.5%
	その他	25 8.0%	9 10.1%	2 3.3%	3 21.4%	6 16.2%	45 8.8%
	協約締結・全面改定	7 2.2%	2 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 1.8%

（注）組合構成員には複数の就労状況があるため、計は新規係属事件235件に係る調整事項数465項目と一致しない。

3 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 235 件に係る調整事項数 465 項目（2年 451 項目）のうち、経済的事項が 177 項目・38.1%（同 165 項目・36.6%）、非経済的事項が 281 項目・60.4%（同 279 項目・61.9%）、協約締結・全面改定が 7 項目・1.5%（同 7 項目・1.6%）となっている。

また、2年と比べると、経済的事項は 12 項目増加し、非経済的事項は 2 項目増加した。経済的事項のうち、賃金増額は 15 項目・3.2%（同 12 項目・2.7%）、一時金は 15 項目・3.2%（同 25 項目・5.5%）、労働時間・休日休暇は 15 項目・3.2%（同 14 項目・3.1%）であった。非経済的事項のうち、団交促進は 122 項目・26.2%（同 124 項目・27.5%）、経営又は人事は 104 項目・22.4%（同 88 項目・19.5%）、組合承認・組合活動は 12 項目・2.6%（同 20 項目・4.4%）であった（第 30-1 表参照）。

なお、これを全労委で見ると、新規係属事件 235 件に係る調整事項数 465 項目（同 451 項目）のうち、経済的事項が 177 項目・38.1%（同 165 項目・36.6%）、非経済的事項が 281 項目・60.4%（同 279 項目・61.9%）、協約締結・全面改定が 7 項目・1.5%（同 7 項目・1.6%）となっている。

また、2年と比べると、経済的事項は 12 項目増加し、非経済的事項は 2 項目増加した。経済的事項のうち、賃金増額は 15 項目・3.2%（同 12 項目・2.7%）、一時金は 15 項目・3.2%（同 25 項目・5.5%）、労働時間・休日休暇は 15 項目・3.2%（同 14 項目・3.1%）であった。非経済的事項のうち、経営又は人事は 104 項目・22.4%（同 88 項目・19.5%）、団交促進は 122 項目・26.2%（同 124 項目・27.5%）、組合承認・組合活動は 12 項目・2.6%（同 20 項目・4.4%）であった（第 30-2 表参照）。

第 30-1 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（行政執行法人を除く）

(単位:項目)

調整事項		年									
		29年	30年	元年	2年	3年					
合 計		509	100.0%	473	100.0%	413	100.0%	451	100.0%	465	100.0%
経済的事項		186	36.5%	186	39.3%	156	37.8%	165	36.6%	177	38.1%
内 訳	賃金増額	19	3.7%	13	2.7%	12	2.9%	12	2.7%	15	3.2%
	一時金	26	5.1%	28	5.9%	27	6.5%	25	5.5%	15	3.2%
	労働時間・休日休暇	24	4.7%	23	4.9%	22	5.3%	14	3.1%	15	3.2%
	その他	117	23.0%	122	25.8%	95	23.0%	114	25.3%	132	28.4%
非経済的事項		318	62.5%	283	59.8%	254	61.5%	279	61.9%	281	60.4%
内 訳	経営又は人事	95	18.7%	106	22.4%	81	19.6%	88	19.5%	104	22.4%
	団交促進	151	29.7%	117	24.7%	116	28.1%	124	27.5%	122	26.2%
	組合承認・組合活動	22	4.3%	16	3.4%	12	2.9%	20	4.4%	12	2.6%
	その他	50	9.8%	44	9.3%	45	10.9%	47	10.4%	43	9.2%
協約締結・全面改定		5	1.0%	4	0.8%	3	0.7%	7	1.6%	7	1.5%
総事件数		283		243		203		229		235	
平均調整事項数 (一事件あたり)		1.80		1.95		2.03		1.97		1.98	

(注) 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第 30-2 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

(単位:項目)

調整事項		年									
		29年	30年	元年	2年	3年					
合 計		511[6]	100.0%	475[7]	100.0%	415[2]	100.0%	451[4]	100.0%	465[2]	100.0%
経済的事項		188[5]	36.8%	188[2]	39.6%	158[2]	39.9%	165[2]	36.6%	177[1]	38.1%
内 訳	賃金増額	21[5]	4.1%	15[2]	3.2%	14[2]	4.6%	12	2.7%	15	3.2%
	一時金	26	5.1%	28	5.9%	27	6.2%	25	5.5%	15	3.2%
	労働時間・休日休暇	24	4.7%	23	4.8%	22	3.7%	14	3.1%	15	3.2%
	その他	117	22.9%	122	25.7%	95	25.6%	114[2]	25.3%	132[1]	28.4%
非経済的事項		318[1]	62.2%	283[5]	59.6%	254	59.2%	279[2]	61.9%	281[1]	60.4%
内 訳	経営又は人事	95	18.6%	106	22.3%	81	19.7%	88[2]	19.5%	104	22.4%
	団交促進	151[1]	29.5%	117[3]	24.6%	116	26.3%	124	27.5%	122[1]	26.2%
	組合承認・組合活動	22	4.3%	16	3.4%	12	4.3%	20	4.4%	12	2.6%
	その他	50	9.8%	44[2]	9.3%	45	9.0%	47	10.4%	43	9.2%
協約締結・全面改定		5	1.0%	4	0.8%	3	0.9%	7	1.6%	7	1.5%
総事件数		285		245		205		229		235	
平均調整事項数 (一事件あたり)		1.79		1.94		2.02		1.97		1.98	

(注) 1. 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

(注) 2. []内は中労委取扱い件数で内数。

(2) 新規係属事件1件当たりの平均調整事項数

新規係属事件1事件当たり（行政執行法人を除く）の平均調整事項数は1.98項目（2年1.97項目）であった（第30-1表参照）。

第31-1表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

調整事項	年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	29年	19	0	0	2	0	1	2	3	2	0	3	3	3
	30年	13	0	1	1	2	1	2	2	0	0	0	2	2
	元年	12	1	0	0	0	1	3	2	2	2	0	1	0
	2年	12	0	0	2	3	0	2	2	0	2	1	0	0
	3年	15	1	0	1	1	1	2	0	0	2	1	5	1
一時金	29年	26	1	7	3	0	1	1	4	3	1	0	3	2
	30年	28	2	1	2	1	2	2	4	4	3	2	1	4
	元年	27	2	3	1	0	1	2	3	2	3	2	1	7
	2年	25	0	2	4	2	0	2	2	1	4	2	3	3
	3年	15	2	0	0	1	1	2	2	0	1	2	3	1
解雇・人員整理	29年	63	7	4	4	5	4	5	5	6	3	6	5	9
	30年	62	4	4	12	4	3	7	7	6	4	1	4	6
	元年	44	1	2	4	3	2	2	5	7	3	7	5	3
	2年	49	4	1	4	2	3	5	7	5	2	5	4	7
	3年	59	3	3	8	3	6	3	9	4	4	4	10	2

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第16、17表参照）。

第31-2表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移（全労委）

（単位：件）

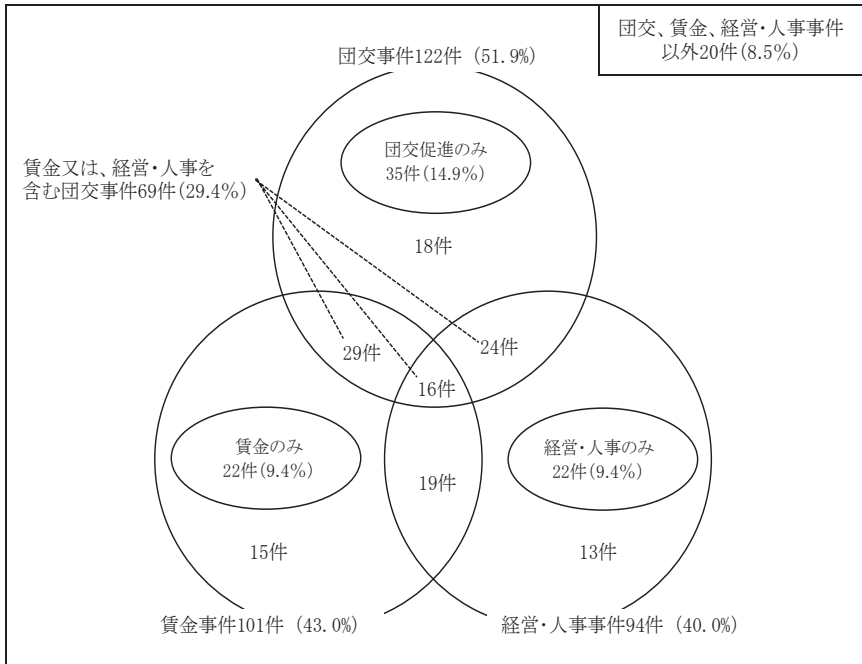
調整事項	年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	29年	21	0	0	2	0	3	2	3	2	0	3	3	3
	30年	15	0	1	1	2	3	2	2	0	0	0	2	2
	元年	14	1	0	0	0	3	3	2	2	2	0	1	0
	2年	12	0	0	2	3	0	2	2	0	2	1	0	0
	3年	15	1	0	1	1	1	2	0	0	2	1	5	1
一時金	29年	26	1	7	3	0	1	1	4	3	1	0	3	2
	30年	28	2	1	2	1	2	2	4	4	3	2	1	4
	元年	27	2	3	1	0	1	2	3	2	3	2	1	7
	2年	25	0	2	4	2	0	2	2	1	4	2	3	3
	3年	15	2	0	0	1	1	2	2	0	1	2	3	1
解雇・人員整理	29年	63	7	4	4	5	4	5	5	6	3	6	5	9
	30年	62	4	4	12	4	3	7	7	6	4	1	4	6
	元年	44	1	2	4	3	2	2	5	7	3	7	5	3
	2年	49	4	1	4	2	3	5	7	5	2	5	4	7
	3年	59	3	3	8	3	6	3	9	4	4	4	10	2

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第16、17表参照）。

(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件（以下では「団交事件」という。）は122件・51.9%（2年124件・54.1%）であった。賃金等に関するものを調整事項に含む事件（以下では「賃金事件」という。）は101件・43.0%（同80件・35.0%）であった。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件（以下では「経営・人事事件」という。）は94件・40.0%（同81件・35.4%）であった（図3参照）。これらの事件の調整事項の重なりをみると、賃金事件かつ経営・人事事件は35件・14.9%（同32件・14.0%）、賃金事件かつ団交事件は45件・19.1%（同37件・16.2%）、経営・人事事件かつ団交事件は40件・17.0%（同33件・14.4%）となっている（図3参照）。

図3 新規係属事件調整事項別事件構成（行政執行法人を除く）



全事件(行政執行法人を除く)は 235件

団交事件…調整事項に団交促進(v)を含む事件

賃金事件…調整事項に賃金等に関するもの(d,e,f,g,h,i)を含む事件

経営・人事事件…調整事項に経営又は人事に関するもの(o,p,q,r,s,t)を含む事件

(注)各調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項についてみると、製造業が51項目（2年47項目）、運輸業、郵便業が53項目（同64項目）、医療、福祉が75項目（同86項目）、サービス業が68項目（同46項目）、教育、学習支援業が47項目（同44項目）となっている。産業別の全調整事項に占める経済的事項の割合は、製造業で35.3%（同42.6%）、運輸業、郵便業で30.2%（同29.7%）、医療、福祉で29.3%（同36.0%）、サービス業で41.2%（同47.8%）、教育、学習支援業で34.0%（同25.0%）となっている。同じく非経済的事項の割合は、製造業で64.7%（同55.3%）、運輸業、郵便業で64.2%（同68.8%）、医療、福祉で66.7%（同62.8%）、サービス業で58.8%（同50.0%）、教育、学習支援業で63.8%（同72.7%）となっている（第32表参照）。

第32表 新規係属事件における産業別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

産業分類 調整事項	全産業	製造業	運輸業 郵便業	医療、福祉	サービス業	教育、 学習支援業	その他 の産業	
合計	465 100.0%	51 100.0%	53 100.0%	75 100.0%	68 100.0%	47 100.0%	171 100.0%	
経済的事項	177 38.1%	18 35.3%	16 30.2%	22 29.3%	28 41.2%	16 34.0%	77 45.0%	
内訳	賃金増額	15 3.2%	2 3.9%	2 3.8%	0 0.0%	4 5.9%	1 2.1%	6 3.5%
	一時金	15 3.2%	2 3.9%	1 1.9%	1 1.3%	3 4.4%	2 4.3%	6 3.5%
	労働時間・休日休暇	15 3.2%	2 3.9%	0 0.0%	3 4.0%	2 2.9%	3 6.4%	5 2.9%
	その他	132 28.4%	12 23.5%	13 24.5%	18 24.0%	19 27.9%	10 21.3%	60 35.1%
非経済的事項	288 61.9%	33 64.7%	37 69.8%	53 70.7%	40 58.8%	31 66.0%	94 55.0%	
内訳	経営又は人事	104 22.4%	8 15.7%	9 17.0%	20 26.7%	19 27.9%	12 25.5%	36 21.1%
	団交促進	122 26.2%	18 35.3%	17 32.1%	19 25.3%	13 19.1%	16 34.0%	39 22.8%
	組合承認・組合活動	12 2.6%	2 3.9%	2 3.8%	0 0.0%	2 2.9%	0 0.0%	6 3.5%
	その他	43 9.2%	5 9.8%	6 11.3%	11 14.7%	6 8.8%	2 4.3%	13 7.6%
協約締結・全面改定	7 1.5%	0 0.0%	3 5.7%	3 4.0%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	

（注）調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業（上位5つ以外のすべての産業）別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数99人以下では経済的事項69項目・35.2%（2年74項目・37.8%）、非経済的事項122項目・62.2%（同118項目・60.2%）、100人以上499人以下では経済的事項45項目・33.8%（同56項目・36.6%）、非経済的事項86項目・64.7%（同96項目・62.7%）、500人以上4,999人以下では経済的事項48項目・44.9%（同20項目・29.9%）、非経済的事項59項目・55.1%（同45項目・67.2%）、5,000人以上では経済的事項2項目・50.0%（同6項目・46.2%）、非経済的事項2項目・50.0%（同7項目・53.8%）となっている（第33表、巻末統計表第16表参照）。

第 33 表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

(単位:項目)

調整事項	組合員数		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人 以上		不明		合計		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
合計	196	100.0%	133	100.0%	107	100.0%	4	100.0%	25	100.0%	465	100.0%			
経済的事項	69	35.2%	45	33.8%	48	44.9%	2	50.0%	13	52.0%	177	38.1%			
内訳	賃金増額	6	3.0%	4	3.0%	5	4.7%	0	0.0%	0	0.0%	15	3.2%		
	一時金	7	3.6%	4	3.0%	4	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	15	3.2%		
	労働時間・休日休暇	5	2.6%	6	4.5%	3	2.8%	0	0.0%	1	4.0%	15	3.2%		
	その他	5	26.0%	31	23.3%	36	33.7%	2	50.0%	12	48.0%	132	28.4%		
非経済的事項	122	62.2%	86	64.7%	59	55.1%	2	50.0%	12	48.0%	281	60.4%			
内訳	経営又は人事	47	23.9%	30	22.6%	21	19.6%	1	25.0%	5	20.0%	104	22.4%		
	団交促進	52	26.5%	34	25.5%	31	29.0%	0	0.0%	5	20.0%	122	26.2%		
	組合承認・組合活動	7	3.6%	3	2.3%	1	0.9%	1	25.0%	0	0.0%	12	2.6%		
	その他	16	8.2%	19	14.3%	6	5.6%	0	0.0%	2	8.0%	43	9.2%		
協約締結・全面改定	5	2.6%	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	1.5%			

4 あっせん員の構成

新規係属事件 235 件（2 年 229 件）のうち、あっせん員の指名がされた 198 件（同 208 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員のみによる構成が 145 件・73.2%（同 149 件・71.6%）で最も多く、以下、事務局職員のみが 44 件・22.2%（同 38 件・18.3%）、委員及び事務局職員が 8 件・4.0%（同 17 件・8.2%）などとなっている（第 34 表参照）。

第 34 表 新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成状況の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	構成 合計	委員				委員+非委員				非委員			
		三者 構成	公益 委員 のみ	その他	小計	委員+ 事務局 職員	委員+ 事務局 職員 以外	その他	小計	事務局 職員	労政 職員	その他	小計
29年	249	182	2	-	184	8	-	-	8	57	-	-	57
30年	221	166	1	-	167	12	-	1	13	41	-	-	41
元年	177	130	2	-	132	14	-	-	16	29	-	-	29
2年	208	149	3	1	153	17	-	-	17	38	-	-	38
3年	198	145	1	-	146	8	-	-	8	44	-	-	44

(注) 集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、同年中にあっせん員指名のあったもの。

5 労働争議調整事件の終結

(1) 処理状況

3年は2年からの繰越40件を含む係属事件275件(2年281件)のうち、214件(同241件)が終結し、61件(同40件)が翌年に繰り越された。終結した214件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの(「調整あり」)は152件(同153件)、同意しなかったもの(「調整なし」)は62件(同88件)であった(チャートα参照)。

(2) 調整を行った事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは89件(2年99件)、合意に至らなかったものは63件(同54件)であった。労使の合意を得られた89件について調整日数(あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数)をみると、開始後90日以内に終結したものは、64件・71.9%(同67件・67.7%)であり、開始から終結まで91日以上かかったものは、25件・28.1%(同32件・32.3%)であった。

平均調整回数をみると、前者では1.44回(同1.25回)であったのに対し、後者では3.24回(同3.16回)であった。また、合意に至らなかった63件(同54件)の内訳をみると、労使双方が譲歩しなかったものが27件(同31件)と最も多く、以下、双方譲歩するも隔たりが大きいものが26件(同12件)、使用者側が譲歩しなかったものが2件(同6件)、労働者側が譲歩しなかったものが1件(同1件)などとなっている(チャートα参照)。

(3) 調整を行わなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件62件(2年88件)の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの37件(同49件)、自主交渉を続けたいとするもの9件(同10件)、自主解決したもの4件(同14件)、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの2件(同6件)などとなっている(チャートα参照)。

(4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた89件(2年99件)以外に、労使間で自主解決したものが4件(同16件)。「合意しない」の⑤の0件+「調整なし」の③の4件。チャートα参照あり、これを加えると終結事件の43.5%にあたる93件(同115件・47.7%)で労使合意に至っている。

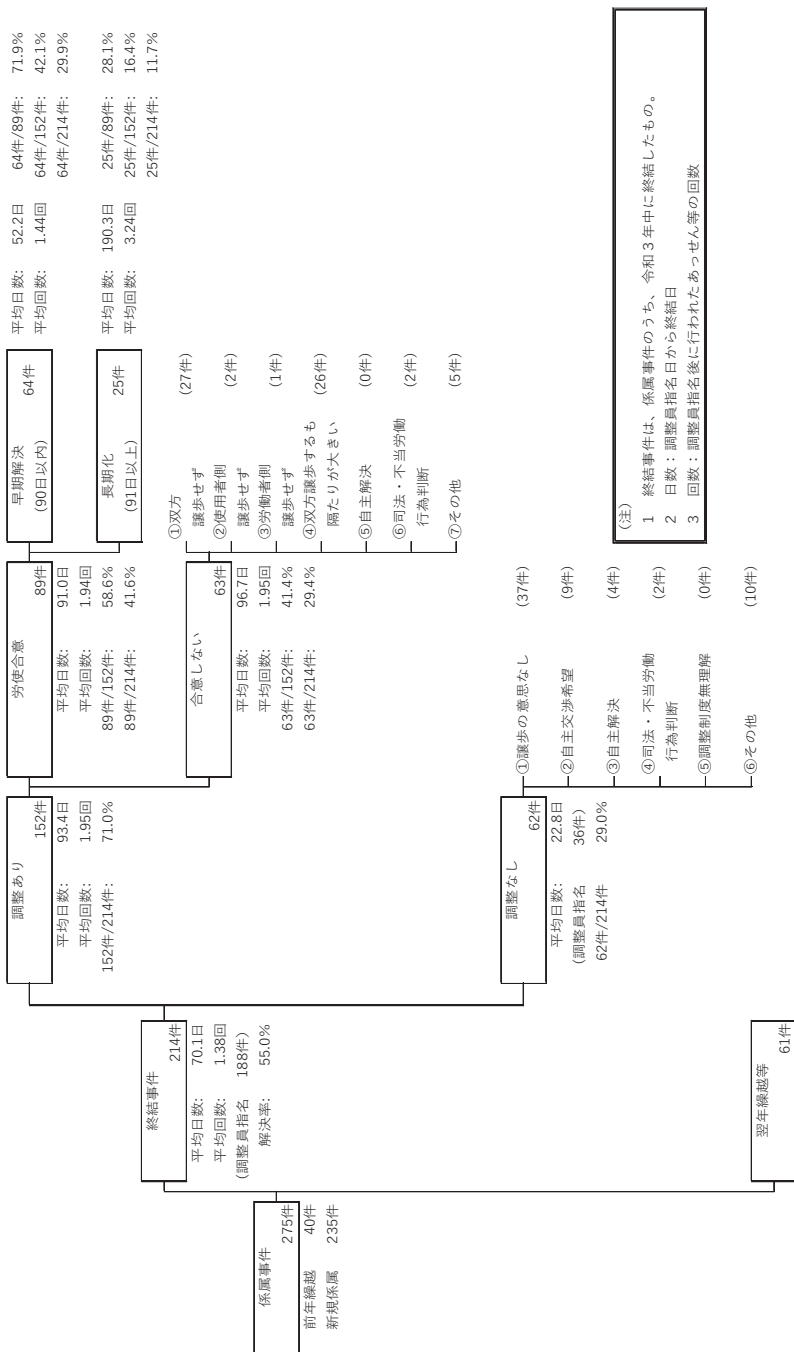
(5) 解決状況

3年に終結した調整事件214件(2年241件)のうち、取下・移管を除く171件(同

204 件) の解決状況は、解決 94 件 (同 105 件)、不調・打切 77 件 (同 99 件) で、その解決率は 55.0% (同 51.5%) であった (第 18 表、第 35-1 表参照)。

また、調整方法別の解決状況を見ると、あっせんは、取下・移管 40 件 (同 36 件) を除く 192 件 (同 190 件) 中 93 件 (同 104 件) が解決し、解決率は 48.4% (同 54.7%) であった。調停は、取下・移管 3 件 (同 0 件) を除く 1 件中 1 件 (同 2 件中 1 件) が解決し、解決率は 100.0% (同 50.0%)、仲裁は、取下・移管 0 件 (同 1 件) を除く 0 件中 0 件 (同 1 件中 0 件) が解決し、解決率は 0% であった。(第 36 表参照)。

チャートα 令和3年係属事件フローチャート（行政執行法人を除く）



第 35-1 表 終結年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

労委別	年		29年	30年	元年	2年	3年
	事項						
都道府県労委	終結件数		266	254	205	239	212
	取下・移管除く終結件数		223	217	163	202	170
	解決件数		116	107	83	103	93
	解決率		52.0%	49.3%	50.9%	51.0%	54.7%
中 労 委	終結件数		4	0	3	2	2
	取下除く終結件数		4	0	2	2	1
	解決件数		4	0	2	2	1
	解決率		100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
中 労 委 及 び 都道府県労委	終結件数		270	254	208	241	214
	取下・移管除く終結件数		227	217	165	204	171
	解決件数		120	107	85	105	94
	解決率		52.9%	49.3%	51.5%	51.5%	55.0%

（注）1. 終結件数、解決件数は、終結年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 35-2 表 開始年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

労委別	年		29年	30年	元年	2年	3年
	事項						
都道府県労委	取下・移管除く終結件数		174	161	123	154	136
	解決件数		83	74	58	73	69
	解決率		47.7%	46.0%	47.2%	47.4%	50.7%
中 労 委	取下除く終結件数		4	0	0	2	1
	解決件数		4	0	0	2	1
	解決率		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
中 労 委 及 び 都道府県労委	取下・移管除く終結件数		178	161	123	156	137
	解決件数		87	74	58	75	70
	解決率		48.9%	46.0%	47.2%	48.1%	51.1%

（注）1. 解決件数は、開始年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 36 表 労働争議調整事件の終結状況の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

中労委 及び 都道府 県労委	年	あ っ せ ん						調 停			仲 裁			合 計				
		取下 移管	あっせん案 提示		あっせん案 不提示		小 計		取下 移管	件数	調停 案 提示	解決	取下 移管	件数	裁定	取下 移管	件数	(内) 解決
			件数	(内) 解決	件数	(内) 解決	件数	(内) 解決										
			A	B	C	D	A+C	B+D										
29年	43	74	68	150	50	224	118	0	3	2	2	0	0	0	43	227	120	
30年	37	59	57	153	45	212	102	0	4	4	4	0	1	1	37	217	107	
元年	41	52	47	112	37	164	84	2	1	1	1	0	0	0	43	165	85	
2年	36	73	70	117	34	190	104	0	2	1	1	1	1	0	37	193	105	
3年	40	45	43	147	50	192	93	3	4	1	1	0	0	0	43	196	94	
中労委	29年	0	4	4	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4	
	30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	元年	0	3	2	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	3	2	
	2年	0	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
	3年	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	

(6) 平均調整日数

取下・移管を除く終結事件 169 件（あっせん 168 件、調停 1 件、仲裁 0 件）で、平均調整日数は 69.9 日（あっせん 70.2 日、調停 12.0 日、仲裁 0 日）であった（第 37-1 表参照）。

なお、これを全労委で見ると、取下・移管を除く終結事件 169 件（あっせん 168 件、調停 1 件、仲裁 0 件）で、平均調整日数は 69.9 日（あっせん 70.2 日、調停 12.0 日、仲裁 0 日）であった（第 37-2 表参照）。

第 37-1 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件、日）

区分 年	あっせん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数	
29年	221	60.2 (39.6)	4	28.8 (28.8)	3	42.3 (39.3)	-	-	-	-	-	-	224	60.1 (39.5)	4	28.8 (28.8)
30年	212	64.5 (43.6)	-	-	4	68.5 (56.0)	-	-	1	169.0 (61.0)	-	-	217	65.1 (43.9)	-	-
元年	162	72.4 (44.6)	2	76.0 (61.0)	2	165.5 (61.0)	-	-	-	-	-	-	164	73.6 (44.8)	2	76.0 (61.0)
2年	195	71.0 (44.6)	2	20.0 (20.0)	2	248.0 (61.0)	-	-	-	-	-	-	197	72.8 (42.4)	2	20.0 (20.0)
3年	168	70.2 (46.2)	1	24.0 (24.0)	1	12.0 (12.0)	-	-	-	-	-	-	169	69.9 (46.0)	1	24.0 (24.0)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

2. 括弧内は、期間が2か月を越えたものを61日として計算した数値。

第 37-2 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（全労委）

（単位：件、日）

区分 年	あっせん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	+ 中 労 委	取下を 除く終 結件数	
29年	221	60.3 (39.6)	4	28.8 (28.8)	5	31.8 (30.0)	2	16.0 (16.0)	-	-	-	-	226	59.7 (39.3)	6	24.5 (24.5)
30年	212	64.5 (42.6)	-	-	6	53.7 (45.3)	2	24.0 (24.0)	1	169.0 (61.0)	-	-	219	64.7 (42.7)	2	24.0 (24.0)
元年	162	72.4 (44.6)	2	76.0 (61.0)	4	89.8 (37.5)	2	14.0 (14.0)	-	-	-	-	166	72.8 (44.5)	4	45.0 (37.5)
2年	195	71.0 (44.6)	2	20.0 (20.0)	2	248.0 (61.0)	-	-	-	-	-	-	197	72.8 (42.4)	2	20.0 (20.0)
3年	168	70.2 (46.2)	1	24.0 (24.0)	1	12.0 (12.0)	-	-	-	-	-	-	169	69.9 (46.0)	1	24.0 (24.0)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

2. 括弧内は、期間が2か月を越えたものを61日として計算した数値。

6 その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものである、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは、86 件(2 年 79 件)で 2 年より 7 件増加した。

事業種類別では、医療関係からの争議行為予告が 24 件 27.9% (同 23 件・29.1%) で最も多く、以下、航空関係 18 件・20.9% (同 13 件・16.5%)、陸上旅客運送関係 15 件・17.4% (同 17 件・21.5%)、港湾関係 12 件・14.0% (同 8 件・10.1%) などとなっている(第 38 表参照)。

第 38 表 事業種類別争議行為予告通知件数の推移(中労委)

(単位:件)

年	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
29年	116(11)	22(0)	32(7)	10(0)	7(0)	1(0)	0(0)	30(0)	14(4)
30年	107(7)	19(0)	30(5)	10(1)	7(0)	1(0)	0(0)	28(0)	12(1)
元年	118(12)	22(0)	41(10)	10(1)	8(0)	1(0)	0(0)	27(0)	9(1)
2 年	79(5)	17(0)	13(3)	10(1)	8(0)	1(0)	0(0)	23(0)	7(1)
3 年	86(9)	15(0)	18(7)	11(1)	12(0)	1(0)	0(0)	24(0)	5(1)

(注)1. ()内は、使用者による争議行為予告通知の件数で内数。

2. 「陸上旅客運送」は、鉄道事業及び一般路線バス事業が該当。

3. 「その他」は、電気通信、水道及び公衆衛生が該当。

(2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき 3 年に新規に開始した労働争議実情調査件数(全労委)は 962 件(2 年 964 件)で、2 年より 2 件減少した。2 年からの繰越 137 件を含む係属 1,099 件(同 1,125 件)の終結状況をみると、終結した 979 件(同 988 件)のうち、争議解決 830 件・84.8% (同 883 件・89.4%)、調査打切 145 件・14.8% (同 102 件・10.3%)、あっせんに移行したものが 2 件・0.2% (同 3 件・0.3%)、調停に移行したものが 1 件・0.1% (同 0 件・0%) などとなっている(第 39 表、巻末統計表第 19 表参照)。

第 39 表 労働争議実情調査の取扱状況の推移（全労委）

（単位：件）

区分 年	取扱件数			終結状況					
	前年繰越	当年開始	合 計	争議解決	調査打切	あっせん 移行	調停移行	不当労働行 為事件移行	合 計
29年	183	1,130	1,313	1,012	106	3	1	0	1,122
30年	191	1,078	1,269	983	108	1	0	0	1,092
元年	177	1,049	1,226	929	131	2	0	3	1,065
2年	161	964	1,125	883	102	3	0	0	988
3年	137	962	1,099	830	145	2	1	1	979